

2025. 8

Law Office YODOYABASHI

No.44



イルカショー

〒541-0041 大阪府中央区北浜2丁目2番22号 北浜中央ビル6階
弁護士法人 淀屋橋法律事務所

TEL 06-6203-7104 (代) FAX 06-6229-0936

URL <https://yodo-law.com>

代表弁護士 安 田 正 俊 相談役弁護士 藤 井 勲

弁護士	阿 部 清 司	弁護士	西 野 航	弁護士	黒 田 拓 志
弁護士	山 本 彼一郎	弁護士	井 上 敏 志	弁護士	黒 今 井 佐和子
弁護士	鹿 野 耕 平	弁護士	中 嶋 俊太郎	弁護士	松 本 京 子
弁護士	西 垣 昭 利	弁護士	奥 田 直 之	弁護士	高 野 史 恵
弁護士	平 井 智 也	弁護士	深 江 元 哉	弁護士	中 野 濱 裕 貴
弁護士	堀 内 みづ希	弁護士	松 岡 真 嗣	弁護士	森 本 開
弁護士	古 高 悠 生	弁護士	三 浦 雄一郎		



1 EUのAI規制法の成立

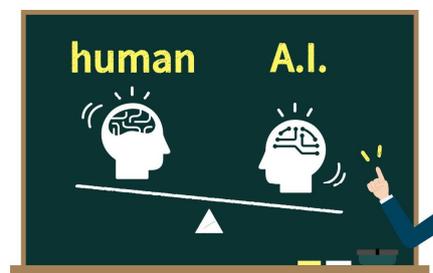
2024年5月、EUでAI規制法(以下、「AI規制法」といいます。)が成立しました。広くAIシステムに関して規制を及ぼそうとするもので、その目的は、第1次的には、AIシステムの利用による人的損害の発生防止や人権の侵害を予防しようとする点にあり、第2次的には、AIシステムの開発においてEUの競争力を高めようとする点にあると思われます。

AI規制法は、いわゆるレギュレーション(Regulation:加盟国による修正の余地はない拘束力を持つ「規則」)で、EU各国内で、さらに外国企業でもEU各国またはその企業等と取引を行う場合にも直接適用され、違反者には、多額の罰金が課されます。それゆえ、企業関係者にとっては、同年5月にEUで成立したAIシステムをも対象とする新製造物責任指令(Directive:目的に合致する範囲内においては、加盟国の裁量で国内法でのカスタマイズが認められる「指令」)とともに注意をすべきルールといえます。

2 AIシステムの活用

AIとは、「Artificial Intelligence(人工知能)」の略ですが、AI規制法が想定するAIシステムとは、学習能力を持ち、学習した結果を踏まえて自律的に判断を行う、ないし一定の予測や推論を行うことができるソフトウェア、と言ってよいと思います(AI規制法 3条(1))。AIシステムは、近いうちに、融資の場面、保険募集の場面等において、人の判断にとって代わり、さらに、自動運転車、マッチングやシェアリングシステムで利用されるようになり、ひいては、社会インフラ、例えば、電力の需供給システムの統括(部分的には既に行われています)など、あらゆる場面で活用されることが見込まれます。

こういったAIの利用で、①人手不足の問題の解消、②多くの物やサービスに関する適切かつ迅速な需要と供給の調整、③合理的なエネルギー消費、④これらに伴う消費者に有利な契約内容の提案、等が見込まれ、現実世界がより充実した内容になることが期待されています。



3 AIシステムによる人権侵害リスク

人類の歴史を振り返ると、新しい科学技術の発展に対しては、副作用として新たな人権侵害が発生してきました。例えば、工業化社会の発展と公害の発生および地球温暖化、情報システム社会の進展とSNSによる人権侵害等、容易に思い付くところです。

近年、急激なAI関連技術の発展に伴い、AIシステムによる差別や人権侵害リスクに関して注目が高まっています。AIシステムが利用するデータ自体に偏りがあれば、当然AIの判断にも偏りが生じます。例えば、オランダでは、税務当局が過去の不正申請のデータなどの個人情報をもとにAIシステムによるリスク分析を行った結果、2万人以上が児童手当の不正受給者であるとの誤った認定を受け、自殺者が出るなどの大混乱が生じました。



それゆえ、AIシステム利用において懸念すべきは、経済上の権利侵害の問題はもちろん、一番は、倫理上の問題を引き起こすことにあると考えべきでしょう。AIシステムの開発や利用するに当たっては、人的損害の発生防止や人権侵害の予防措置、インシデント発生後の民事上の損害賠償システム、刑事制裁の整備等が不可欠です。



4 具体的事例 ～あなたならどう考えますか？～

AI規制法をもとに、AIシステムを活用した具体的な場面を想定しながら考えてみたいと思います。

① 映画「マイノリティ・リポート」の世界

トム・クルーズが主演し、大ヒットした有名な映画です。この映画は、超能力者が将来犯罪を行う者を予測して、あらかじめこれを検挙することで殺人発生率0%になったという近未来の世界を描きました。主人公は予想犯罪者を捕まえることを仕事としています。この超能力者に代わり、AIシステムが予測する犯罪者を逮捕するということは、許されるでしょうか。

AIシステムの特徴として、「検証可能性が不十分である」という点が挙げられます。例えば、AIシステムが、ある者がある犯罪構成要件に該当する行為を行うと予測しても、最後の最後で犯罪を思い留まる可能性は排除できませんし、他の要因で犯罪が実現しない可能性も排除できないため、確実に犯罪を犯したかどうかの検証ができませんし、反論もできません。それゆえ、AI規制法は、これを原則として禁止しています(AI規制法 5条1項(d))。

② 犯罪捜査システム

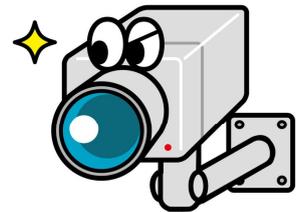
重大犯罪が起こった場合、早く犯人が検挙されることを願うのは当然のことです。そこで、日本中に設置された防犯カメラ等で取得された映像情報を利用して、AIシステムを利用して犯人を発見しようとするのは、許されるでしょうか。

AIは、画像を認識して人物を特定することを得意としています。これを応用した設備をリアルタイム遠隔生体認証認識システムといいます(AI規制法 3条42号)。

十分なデータがあれば、AIシステムは、短時間で、犯人の居所を発見することができるでしょう。そういった利点は間違いなくあります。

しかし、こういった装置は、興味本位また他者支配のためなど犯罪以外で利用される可能性があり、その場合、被追跡者のプライバシーの重大な侵害となりますから、これを無規制に可能とすることは、大変な人権侵害となり得ます。

AI規制法は、これを原則禁止とし、重大犯罪の被疑者等について、裁判所が令状を発布した場合等に、これを許しています(AI規制法 5条1項(h)、同条3項)。



③ 人材採用の場面でAIシステムの活用

新卒にせよ中途採用にせよ、人材採用に関する悩みは尽きません。そこで、例えば、AIシステムに、当該会社の従業員のデータをラーニングさせ、そのデータと受験者のデータを対照させて採用候補を絞ることは許されるでしょうか。

当該会社の従業員データのみをAIシステムの採用判断の基礎とすると、性別・年齢等に着目した就職差別を引き起こしかねません。AI規制法は、採用の場面においては、十分に透明性が確保される方法等により、AIシステムが動作することを義務づけています(AI規制法 6条2項付属書Ⅲ、13条等)。



5 最後に

AIシステムの活用により、生活がいろいろな場面で飛躍的に便利になることは疑いのないところです。しかし、その便利さの裏側には人権侵害の可能性を秘めていることを認識しなければなりません。

我が国では、令和7年5月25日に「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」(AI新法)が成立したほか、同年3月28日には総務省と経済産業省から「AI事業者ガイドライン(第1.1版)」が公表されています。現時点では、EUのAI規制法のような規制は存在せず、AI新法とガイドラインによるソフトな規制により、AIシステム開発の促進とのバランスを取る方針が示されています。

AIシステムの自由な開発環境の整備により、その利便性を発展させるとともに、人的損害の発生の防止や人権侵害の防止という観点から、利用・規制環境を適切に構築して、次世代につないでいくことこそ、我々人類に課された重要な課題と言えるでしょう。

(弁護士 奥田 直之)



ご挨拶



拝啓

盛夏の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

近年、国際情勢の不透明化や経済環境の変動、さらにはAIをはじめとする技術革新の急速な進展により、企業を取り巻く社会は大きな変化の只中にあります。これに伴い、法的リスクやコンプライアンスのあり方も日々進化を求められております。

私ども法律事務所では、こうした複雑化する社会環境に対応すべく、時代の動きを敏感に捉え、先を見据えた法的サービスの提供に努めております。クライアントの皆様、顧問先の皆様が安心して事業に専念できるよう、引き続き誠心誠意お手伝いをさせていただく所存です。

酷暑の折、皆様におかれましてはどうぞご自愛のうえ、ますますのご健勝とご発展を心よりお祈り申し上げます。

敬具

令和 7 年 盛夏

弁護士法人淀屋橋法律事務所
代表弁護士 安田正俊

○ 新人弁護士紹介 ○

このたび、ご縁をいただきまして、淀屋橋法律事務所に入所いたしました弁護士の三浦 雄一郎(みうら ゆういちろう)と申します。

千葉県出身ではありますが、両親が大阪出身であり、また私自身も大阪と京都に住んでいたことがありますので、関西は私にとって「もう一つのふるさと」のような親しみを感じる場所です。なかでも、大阪で過ごした日々の楽しさや温かい人とのつながりは、今でも鮮明に記憶に残っています。

子どもの頃からの憧れであった弁護士となった今、「弁護士であり続けること」の重みと難しさを実感しています。初心を忘れず、一つひとつのご相談に誠実に向き合い、信頼いただける法的サポートを提供できるよう努めてまいります。

ご指導ご鞭撻のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。 弁護士 三浦 雄一郎



訃報

当事務所に平成25年3月まで所属しておられた、芝康司先生が本年5月18日、享年93歳で逝去されました。

通夜、告別式はご遺族のご希望により、家族葬で執り行われました。

芝先生のご冥福を祈りつつ、謹んでご報告致します。

弁護士法人淀屋橋法律事務所 一同

表紙の写真

「イルカショー」

甥っ子とイルカショーを見に行きました。
色とりどりの光が水面と噴水に反射し、まるでイルカたちが宇宙の中を舞っているようでした。

観客の歓声と水しぶきが一体となり、命の躍動の美しさを感じさせる瞬間でした。

(撮影者 弁護士 堀内 みづ希)